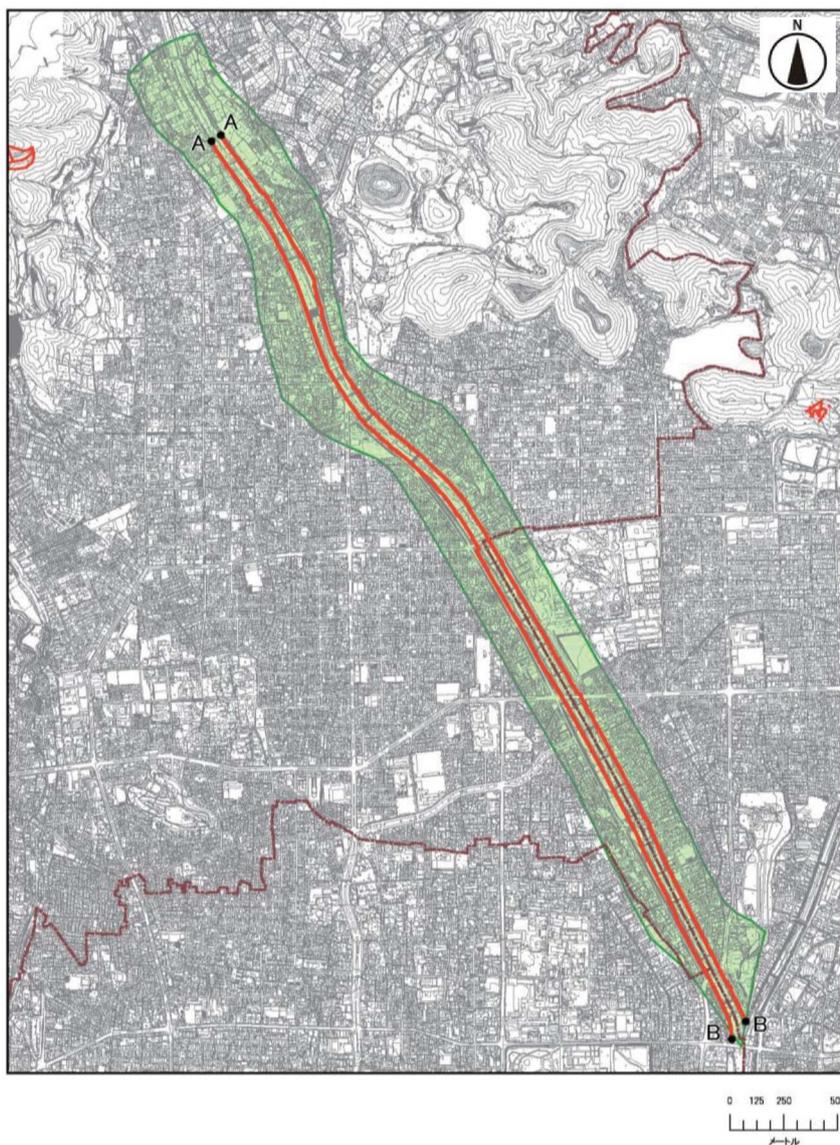


(37) 賀茂川両岸からの北山



●保全区域の範囲

凡例	区域の種別	区域の範囲
	視点場	「賀茂川通学橋」付近の点Aから「賀茂大橋」付近の点Bまでの賀茂川両岸の河川敷
	近景デザイン保全区域	視点場の点Aから点Bまでの賀茂川の中心線上の任意の点から上流方向を向いて左右へそれぞれ22.5度の方向に引いた直線で挟まれた、視点場からの水平距離が500m以内の範囲

●近景デザイン保全区域の基準

- 1 建築物等は、賀茂川の水辺越しに見える北山の山並みとその間に見通される空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ● 勾配屋根とすること。
		<ul style="list-style-type: none"> ● 塔屋を設けないこと。 ● 建築物等の各部は、北山の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
色彩		<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、賀茂川沿岸の樹木等及び北山の山並みとの調和に配慮したものとする。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な山並みへの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

